

概要版

堺市 こども計画

堺市
こども計画

概要版



令和7(2025)年3月
堺市

計画策定について

本計画は、こども基本法の考え方を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現のため、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至る切れめのないきめ細かなこども・子育て支援施策を総合的に推進するものとして策定します。

計画の位置づけ

こども基本法第10条に規定する市町村こども計画として、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、その他の法令に基づくこども・子育てに関する次の計画と一体のものとし、国が策定するこども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定しています。

- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

計画期間

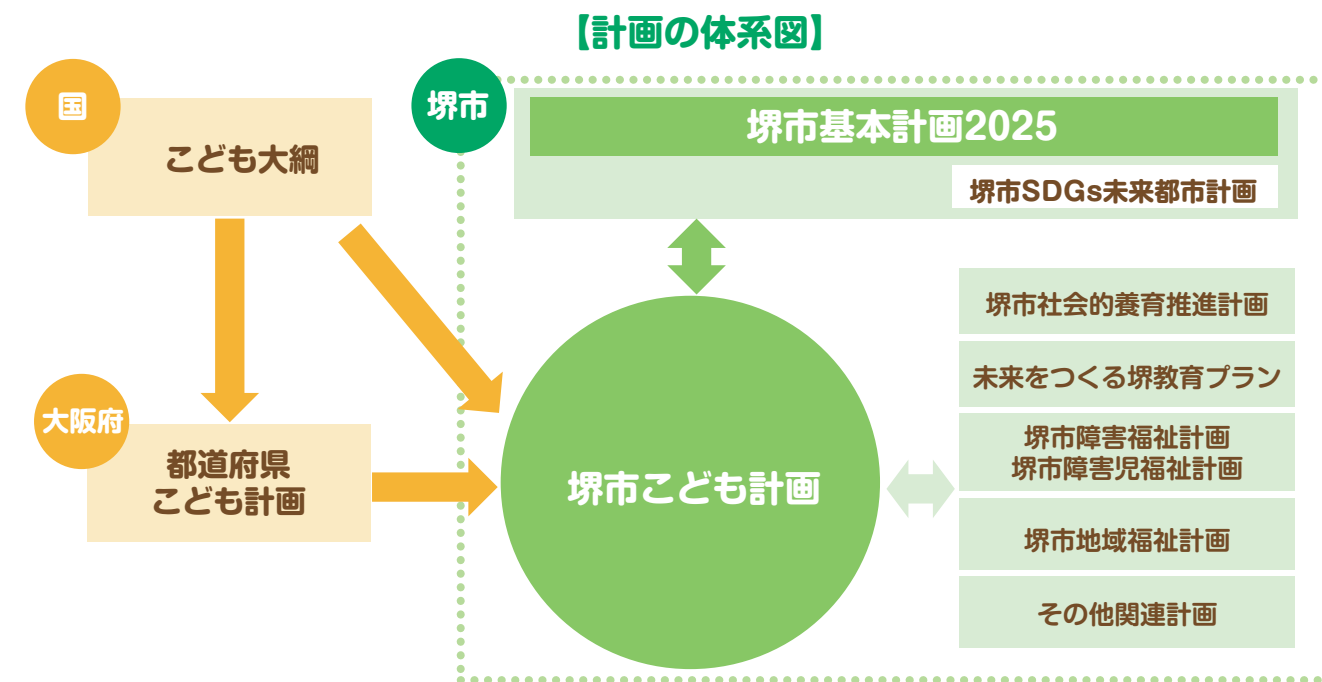
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

計画の対象

こども基本法に規定する「こども」「若者」「子育て当事者」を計画の対象とします。

関連計画

本市の市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」「堺市SDG s 未来都市計画」を上位計画とし、関連計画との整合を図りながら策定しています。また、計画の推進に当たっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図りながら取り組みます。



計画の基本方針

基本理念

全てのこども・若者が、将来に希望を持ち
安心して自分らしく成長できる堺の実現

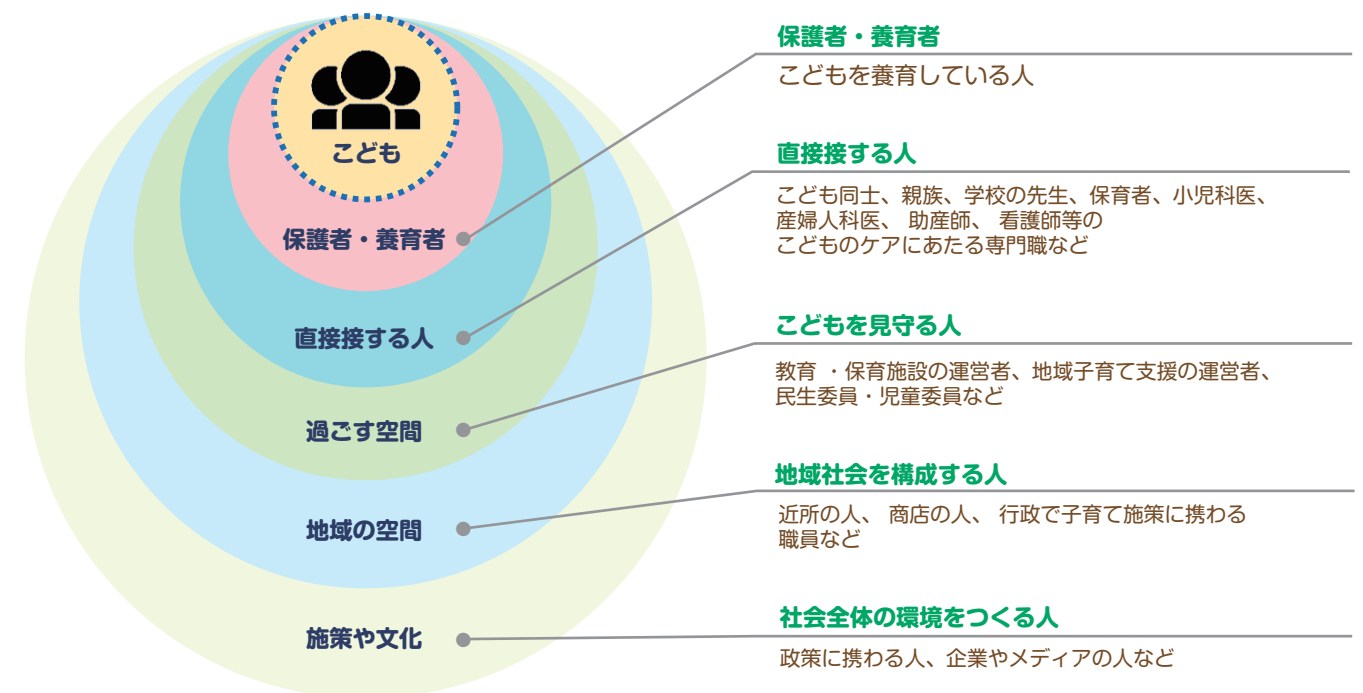
趣旨

- 全てのこども・若者が個人としてその人権を尊重され、自らの意見を表明できるようになることで、ありのままの自分を受け容れて自己肯定感を持つことができ、自分らしく成長しながら社会に参画できる
- 地域社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることで、夢や希望を持つてのびのびとチャレンジし、未来を切り拓く力を育むことができる
- 差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力など、困難な状況では助けられ、孤立や貧困に陥ることなく、安心して成長できる

<基本理念の実現に向けて>

下記を踏まえ、こども・若者を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが必要です。

- ▶ 常にこども・若者の最善の利益を第一に考えること
- ▶ こども・若者・子育て支援に関する取組・施策を社会のまんなかに据えること
- ▶ こども・若者を権利の主体として認識すること
- ▶ こども・若者の視点で、こども・若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れること
- ▶ こども・若者の権利を保障し、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させること



資料：こどもまんなかフローチャート（こども家庭庁）参照

■施策の柱

1 安心して子どもを生み育てるための支援

【妊娠・出産期から乳幼児期まで】

妊娠・出産期から乳幼児期は、育児への不安や負担感が特に生じやすい時期であり、母親の健康状態と子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、産前・産後のきめ細かな支援と母子保健の取組など、安心して出産・子育てができるよう支援を行います。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスを提供します。

2 子どもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援

【学童期・思春期】

子どもが安全・安心に過ごしながらか主体的に学び、将来を担う若者として健やかに成長できる環境整備を推進します。
また、子どもが自信を持ち、自分らしく成長できるよう、多様な体験活動の機会や、家庭・学校以外の居場所での人とのつながりをつくり、健全な成長に向けた環境整備を推進します。

3 若者の自立と社会参画に向けた支援

【青年期】

若い世代の雇用と所得を安定させることで、経済的基盤の確保をめざします。加えて、将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境整備を推進します。

また、企業、学校等の関係機関と連携し、若者が居場所などを通じて社会とのかかわりを自覚しながら、自立した個人として成長できるよう支援します。

4 様々な支援を必要とする子どもと家庭への支援

【ライフステージ共通】

貧困、児童虐待、障害など、子どもとその家庭が抱える個々の状況を把握し、必要なときに必要なサービスを受けられる体制を確保します。

また、子どもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れるよう、子どもの成長過程全体を通じて支援します。

5 子育てしやすい環境整備

【子育て当事者】

家庭と社会が相互に養育力を補完し高め合い、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境整備を推進します。

■子ども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進

これまで大人が中心であった社会を「子どもまんなか社会」へ変えるため、子ども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく、権利の主体として認識し、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させることが重要です。

本市では、子ども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組を以下のとおり推進します。

地域社会全体への周知・啓発

困難な状況にある子ども・若者の権利擁護

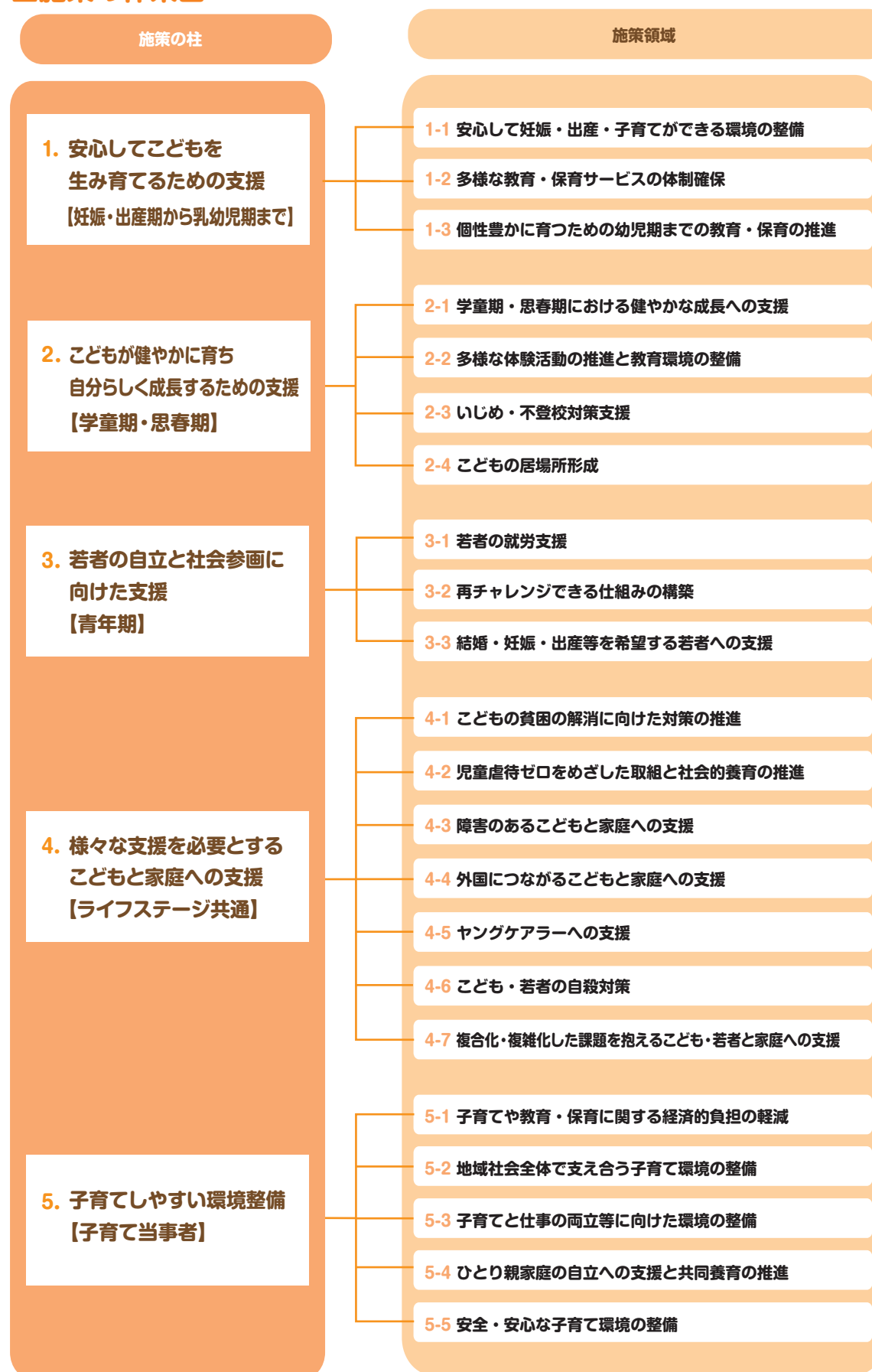
庁内における意識醸成

多様な声を施策に反映させる工夫

様々な手法による意見聴取

こども・子育て支援施策の推進

■施策の体系図



こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進

■ 各施策の柱における成果指標

1 安心して子どもを生み育てるための支援 【妊娠・出産期から乳幼児期まで】		
成果指標	現在値 (R5)	目標値 (R11)
地域の子育て支援事業（※1）について知っていると感じた未就学児童の保護者の割合	49.8%（※2）	70.0%

※1 子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーター、育児支援ヘルパー、子育てアドバイザー、さかいマイ保育園、産後ケア事業、さかい子育て応援アプリ
※2 上記※1 に記載する7 事業の認知度の平均値

2 こどもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援 【学童期・思春期】		
成果指標	現在値 (R6)	目標値 (R11)
「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	小6 84.0% 中3 83.3%	小6 90.0% 中3 90.0%

3 若者の自立と社会参画に向けた支援 【青年期】		
成果指標	現在値 (R5)	目標値 (R11)
「将来に対して希望を持っている」と答えたこども・若者の割合	40.6%	80.0%

4 様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援 【ライフステージ共通】		
成果指標	現在値 (R5)	目標値 (R11)
社会生活や日常生活を円滑に送れていると思うこども・若者の割合	55.7%	75.0%

5 子育てしやすい環境整備 【子育て当事者】		
成果指標	現在値 (R5)	目標値 (R11)
堺市は子育てしやすい都市だと思うと答えた方の割合	56.6%	70.0%

▶ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

■ 教育・保育の利用に係る認定区分

子ども・子育て支援新制度で、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、次の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となるこども
1 号	満3歳以上で、2号認定以外の場合
2 号	満3歳以上で、保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合
3 号	満3歳未満で、保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合

■ 教育・保育の提供体制の確保方策に関する基本的な考え方

教育・保育の提供体制の確保に当たっては、既存教育・保育施設等の定員枠の拡大により、利用者が適切な保育サービスを受けられるよう、情報提供や相談対応の充実を図ります。

■ 教育・保育の利用に係る各認定区分の量の見込みと提供体制の確保方策

< 総括表（全市） > (単位:人)

1号認定	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	5,999	5,560	5,153	4,776	4,426
確保方策（特定教育・保育施設） ※確認を受けない幼稚園を含む	10,845	10,173	10,173	10,173	10,173

(単位:人)

2号認定	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10,971	11,010	10,593	10,269	10,005
確保方策（特定教育・保育施設等）	11,707	11,857	11,857	11,857	11,857

(単位:人)

3号認定	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	8,706	8,731	8,612	8,458	8,312
確保方策（特定教育・保育施設等）	8,819	8,873	8,873	8,873	8,873

※詳細については本編37 ページから47 ページ参照

■地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※詳細については本編48ページから56ページ参照

No	事業名		確保方策(単位)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1	利用者支援事業	基本型	個所数	7	7	7	7	7
		特定型	個所数	5	5	5	5	5
		こども家庭センター型	個所数	7	7	7	7	7
2	延長保育事業		延べ利用人数	6,450	6,260	6,090	5,940	5,810
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業		給付人数	980	932	878	828	783
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））		延べ人数	737	733	729	725	721
5	放課後児童対策等事業		利用人数	11,910	11,532	11,156	10,773	10,400
6	子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業	延べ利用人数	710	720	730	740	750
		夜間養護等事業	延べ利用人数	690	690	695	695	695
7	乳児家庭全戸訪問事業		訪問件数	4,976	4,879	4,796	4,711	4,643
8	養育支援訪問事業（子育てアドバイザー派遣事業）		実家庭数	25	25	25	25	25
9	地域子育て支援拠点事業	みんなの子育ひろば事業	延べ利用人数	55,275 (36か所)	53,667 (36か所)	52,243 (36か所)	50,956 (36か所)	49,860 (36か所)
		地域子育て支援事業	延べ利用人数	27,599 (6か所)	26,796 (6か所)	26,086 (6か所)	25,443 (6か所)	24,896 (6か所)
		さかっこひろば運営事業	延べ利用人数	35,502 (1か所)	34,470 (1か所)	33,556 (1か所)	32,729 (1か所)	32,025 (1か所)
10	一時預かり事業	民間認定こども園等一時預かり事業（民間認定こども園等）・堺市一時預かり事業（公立認定こども園）	延べ利用人数	12,860	12,450	11,980	11,610	11,300
		幼稚園型一時預かり事業	延べ利用人数	160,000	169,000	162,000	157,000	153,000
		市立幼稚園預かり保育事業	延べ利用人数	8,400	7,800	7,100	6,700	6,100
11	病児保育事業		延べ利用人数	2,285	2,220	2,161	2,098	2,038
12	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	就学前	活動件数	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335
		1～3年生	活動件数	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
		4～6年生	活動件数	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822
13	妊婦健康診査		人数	4,976	4,879	4,796	4,711	4,643
14	親子関係形成支援事業	前向き子育てプログラム ポジティブ・ディシプリン [®]	参加人数	32	32	32	32	32
15	子育て世帯訪問支援事業	育児支援ヘルパー派遣事業	実家庭数	178	178	178	178	177
		堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業	実家庭数	21	20	20	19	19
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		利用人数	4,378	4,378	4,378	4,378	4,378
17	産後ケア事業		利用人数	6,546	6,418	6,309	6,197	6,108

計画の推進体制等

■庁内連携

多岐にわたる行政分野が関連するため、関係部局で構成される「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、関係部局間の連携を図りながら取組を推進します。

■市民・事業者・関係機関等との連携

こども・子育て支援は、行政だけでなく、社会全体での取組として推進することが大切です。子育て中の保護者やこども・子育て支援に関する事業の従事者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議すると同時に、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を推進します。

■こども・若者の市政参画の促進

本市の附属機関である「堺市子ども・子育て会議」へのこども・若者の参画をはじめ、こども・若者の状況やニーズを的確に踏まえ、施策をより実効性のあるものにするため、こども・若者の市政参画を促進します。

■「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

様々な定量的データや統計に加え、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表までの各段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案、評価、改善します（EBPM：Evidence Based Policy Making）。

なお、こども・若者の意見などで個人情報を取扱う場合は、こどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮します。

■堺市子ども・子育て会議による進捗管理

本計画は、本市の附属機関である「堺市子ども・子育て会議」での審議を経て、広く市民の意見を踏まえて策定したものです。本計画の進捗管理として、「堺市子ども・子育て会議」において計画に掲げた指標・数値目標等の検証・評価、継続的な施策の点検と見直しを行います。



堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7104 FAX 072-228-7106

メール koki@city.sakai.lg.jp <堺市行政資料番号 1-F3-25-0026>